

福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における避難所等への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うため、福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者

(3) 福岡県災害派遣福祉チーム

福祉、保健、医療関係の資格等を有する者により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

(2) 協議会に会長を置き、福岡県福祉労働部福祉総務課長をもって充てる。

(3) 事務局は、福岡県福祉労働部福祉総務課及び社会福祉法人福岡県社会福祉協議会に置く。

(4) 協議会の活動に関して専門的に検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(事務分掌)

第4条 協議会の平時における事務分掌は、別表2に掲げるところによる。

(2) 協議会の大規模災害発生時における事務分掌は、別表3に掲げるところによる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(2) 会長が必要と認めるときは、構成団体以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表1(第3条関係)

施設関係団体	福岡県乳児院協議会
	福岡県児童養護施設協議会
	福岡県母子生活支援施設協議会
	福岡県身体障害者施設協議会
	福岡県知的障がい者福祉協会
	福岡県老人福祉施設協議会
	福岡県婦人保護・救護施設協議会
	福岡県社会福祉法人経営者協議会
	公益社団法人福岡県保育協会
	公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会
	福岡市老人福祉施設協議会
福祉関係職能団体	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会
	公益社団法人福岡県介護福祉士会
	一般社団法人福岡県言語聴覚士会
	公益社団法人福岡県作業療法協会
	公益社団法人福岡県社会福祉士会
	福岡県手話の会連合会
	一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会
	社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
	公益社団法人福岡県理学療法士会
その他団体	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
	福岡県

別表2(第4条関係)

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体との連携体制の構築に関する事。 ・チーム活動に関する周知、啓発に関する事。 ・チーム活動に関する課題解決に関する事。
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム員の募集、登録に関する事。 ・チーム員の研修、訓練に関する事。 ・チームの編成に関する事。 ・チーム活動に関する課題解決に関する事。
施設関係団体及び職能 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の活動への協力、連携に関する事。 ・当該団体における協力、連携体制の構築に関する事。 ・チーム活動に関する課題解決に関する事。

別表3(第4条関係)

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集に関する事。 ・被災市町村等の関係機関との連絡調整に関する事。 ・チームの派遣の要否の判断、派遣等の指示・要請に関する事。 ・費用に係る調整に関する事。 ・その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの編成に関する事。 ・チームの派遣の手続きに関する事。 ・構成団体との連絡調整等に関する事。 ・その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。
施設関係団体及び職能 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム派遣に係る当該団体の構成員の調整に関する事。 ・必要に応じてチーム派遣に係る調整を行う事。 ・その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。